

岐阜県公報

第 百 八 十 五 号
令 和 三 年 三 月 十 二 日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県聴聞規則の一部を改正する規則

(法務・情報公開課) 一〇八^ハ

一部を改正する規則

(環境企画課) 一〇八

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境管理課) 一〇八

岐阜県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(高齢福祉課) 一〇八

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

(新産業・エネルギー振興課) 一〇九

岐阜県ケ原古戦場記念館条例施行規則の一部を改正する規則

(関ケ原古戦場整備推進課) 一〇九

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 一一〇

公 安 委 員 会 規 則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課) 一一〇

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治 山 課) 一一〇

道路の区域変更

(道路維持課) 一一一

建築基準法に基づく道路の変更指定

(建築指導課) 一一二

私道の廃止の認定

(同) 一一二

公 示

土地改良事業の工事の完了
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
落札者等に関する公示

(農地整備課) 一一二
(下呂農林事務所) 一一三
(同) 一一四
(会 計 課) 一一五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和三年三月十二日

規 則

岐阜県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県聴聞規則の一部を改正する規則

岐阜県聴聞規則（平成六年岐阜県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「し、これに記名押印」を削り、同条第三項中「し、記名押印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。
別記第二号様式中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第二百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一カドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に、「五十五」を「五十五・二、五十五・三又は五十五・四」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

別記第二号様式、別記第四号様式から別記第九号様式まで及び別記第十二号様式中「㊸」を削る。

別記第十二号の二様式中「㊸」を削り、同様式注第一号中「㊸」を「㊸」に改め、「㊸」に改める。

別記第十三号様式中「㊸」を削る。

別記第十四号様式中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に行う土壌分析及び土壌検査について適用し、同日前に行う土壌分析及び土壌検査については、なお従前の例による。

岐阜県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成十八年岐阜県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「田」を削り、同様式備考第七号中「ホ」を「ク」に改める。

別記第二号様式中「田」を削る。

別記第三号様式中「田」を削り、「田」を「田」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二中「田」を削る。

別記第六号様式中「、及び挿印し」を削り、

	挿印
を	に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則（令和二年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式注を削る。

別記第八号様式中「田」を削り、同様式注中「田」を「田」に改める。

別記第九号様式中「田」を削る。

別記第十一号様式中「田」を削る。

別記第十二号様式注を削る。

別記第十五号様式中「田」を削る。

別記第十六号様式中「田」を削る。

別記第十七号様式中「田」を削る。

別記第十八号様式中「田」を削る。

別記第十九号様式中「田」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十七年岐阜県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「^①」を削り、「同様式注中」^②を「^②」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「事務能率の増進」を「業務の合理化・効率化」に改める。

第六条に次の一号を加える。

五 審査請求の審理に関すること。

第三十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十九条の二第二項中「健康管理対策室の」を「職員の健康管理に関する」に改める。

第四十二条の三第二項中「公安委員会事務室の」を「公安委員会の庶務に関する」に改める。

第四十二条の七の見出しを「（人材育成・デジタル企画官）」に改め、同条第一項中「教養課」を「警務課」に、「人材育成企画官」を「人材育成・デジタル企画官」に改め、同条第二項中「人材育成企画官」を「人材育成・デジタル企画官」に改め、「人材育成」の下に「及び業務のデジタル化」を加える。

第四十二条の九第二項中「交通捜査室の」を「交通捜査の指導、教養等に関する」に改める。

第四十二条の十一第二項中「災害対策室の」を「災害対策に関する」に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月二十二日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

多治見市市之倉町二丁目五の四（次の図に示す部分に限る。）八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
三 解除の理由

鉱業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐 阜 県 道			
路線名	下石原線 笠原倉市			
区 間	多治見市市之倉町一〇丁目一八五番地先から 同市同町二丁目一四三番一地先まで			
区域変更前後	後	前	後	前
敷地の幅員（メートル）	二・三 五・七	三・四 七・五	二・三 六・四	三・四 七・五
延長（メートル）	八六・三	七四・七	八六・三	七四・七
備考	A及びBに係る敷地面積の区分			

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐 阜 県 道			
路線名	白川線 恵那川			
区 間	恵那市長島町久須見字宮栗四三四番一地从先から 同市同町同字中通二一八番九地先まで			
区域変更前後	後	前	後	前
敷地の幅員（メートル）	一〇・五 三・三	一〇・一 三・七	一〇・五 三・三	一〇・一 三・七
延長（メートル）	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二
備考				

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐 阜 県 道			
路線名	御高山線 犬山			
区 間	可児市坂戸字高坪七〇番二地先から 同市同字落田九四番一地先まで			
区域変更前後	後	前	後	前
敷地の幅員（メートル）	二・八 三・三	二・八 四・一	二・八 三・三	二・八 四・一
延長（メートル）	一六九・三	一六九・三	一六九・三	一六九・三
備考				

岐阜県告示第九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路を、岐阜・西濃建築事務所長が次のように変更指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

変更前

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
本巢市上真桑字土木東一〇〇九番一 地先から九九四番一まで	四	六	岐建築第一 二二号の九 八三	平成 三・二・三

変更後

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
本巢市上真桑字土木東一〇一〇番 二地先から一〇〇四番地先まで	四	五	岐西建築第 二三四号	令和 三・二・三

（道路の位置を示す図面は、岐阜・西濃建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十七号

中濃建築事務所長が私道の廃止の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

令和三年二月九日

二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置 （指定番号）	延 長 （メートル）	幅 員 （メートル）
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路	関市東新町五丁目八九〇番一の一部、八九〇番六の一部、八九〇番七の一部、八九〇番八の一部、八九〇番九の一部、八九〇番一〇の一部、八九〇番一一の一部、八九〇番一二の一部及び八九〇番一三の一部 （昭和四十四年一月二十二日付け岐阜県指令建第七十六号）	104.04	4.00

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	益田西部地区 （農業用排水施設整備）	令和 二・四・二〇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

中山間地域総合整備事業	（下呂東南部整備地区）	令和二・七・三一
事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
小坂坂第一土地改良区	令和二・三・三一	理事	今井千冬	下呂市小坂町大垣内 一三五六番地 一一〇一番地一
同	同	同	大森文男	同
同	同	同	坂上清	門坂 二八一番地
同	同	同	住弥	大垣内 一三三八番地
同	同	同	荒井治義	門坂 一二七番地
同	同	同	野尻正一	二八四番地
同	同	同	大森昭義	大垣内一四四〇番地一

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
小坂坂第一土地改良区	令和二・四・一	理事	森本重俊	下呂市小坂町門坂 一五六番地一
同	同	同	荒井治義	一三七番地
同	同	同	大森昭義	大垣内一四四〇番地一
同	同	同	住弥	一三三八番地
同	同	同	坂上清	門坂 二八一番地
同	同	同	大森文男	大垣内二〇一番地一
同	同	同	今井千冬	一三五六番地
同	同	同	中原則之	一三〇四番地
同	同	同	野尻正一	門坂 二八四番地
同	同	同	野尻良夫	大垣内一五〇六番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
同	同	同	同	同

土 地 改 良 区 名	認可年月日
萩原小坂連合土地改良区	令和三・三・一二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

岐阜県長 中 田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量 2,994,000 kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和2年12月23日
- 4 落札者を決定した日 令和3年2月3日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役社長執行役員 大谷 真哉
- 6 落札金額 52,157,661円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和三年三月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社